

建設業の労働災害が急増しています

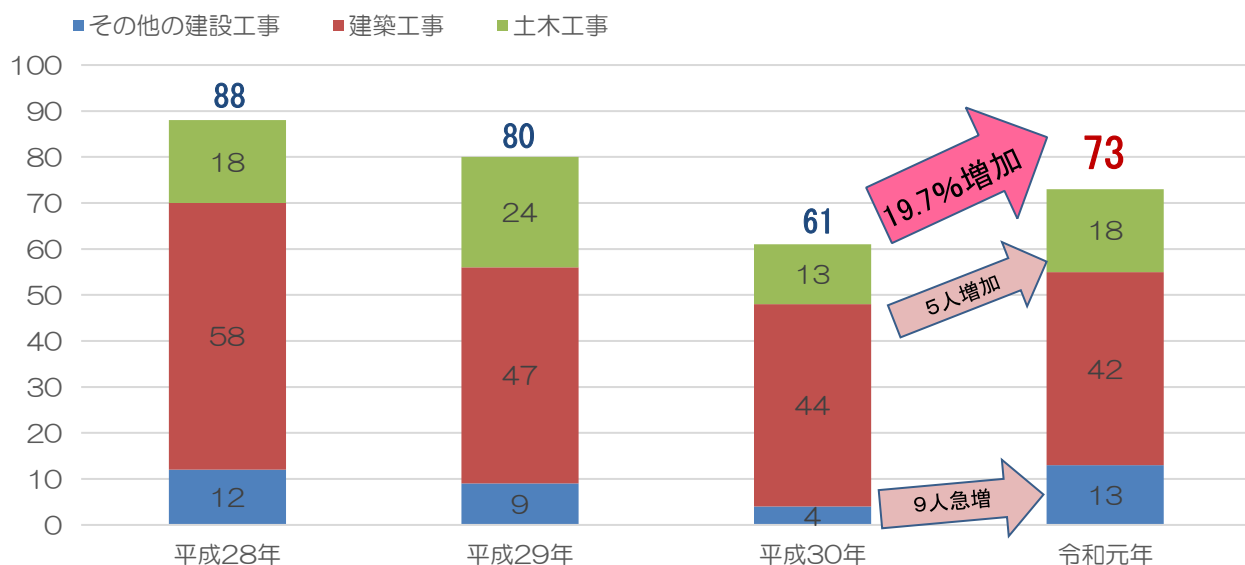
管内において建設工事現場の労働災害が急増(昨年比 19.7%増)

川崎北労働基準監督署

川崎北労働基準監督署管内の建設業の労働災害による死傷者（休業 4 日以上）は、令和元年において 73 人であり（令和 2 年 2 月末現在）、平成 30 年の死傷者 61 人に比べて、19.7%増加しています。この間当署管内で行われる建設工事件数は増加していないことを鑑みると労働災害発生件数は急増しており憂慮すべき状況となっています。

建設業における年同期比別労働災害発生状況（令和 2 年 2 月末現在）

単位：人



※ 労働者死傷病報告書 休業4日以上之死傷者数
※ その他の建設工事とは、機械設置工事、鉄塔工事、樹木の伐採など
※ 単位：人

本パンフレットでは、令和元年に発生した労働災害発生状況をまとめてみました。

建設工事を施工される店社、関係協力業者、そして現場で働く作業員の方々と共に、建設現場における「災害ゼロ」を目指し、必要な労働災害防止対策をお取組いただきますようお願いいたします。

令和元年に発生した災害の状況を見てみましょう

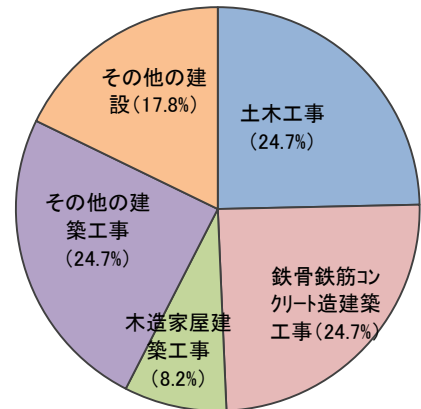
1 工事別発生状況（工事の種別）

工事別の発生状況では、前年同期に比べて

- ①「土木工事」18人（5人増）
- ②「その他の建築工事」18人（3人増）
- ③「その他の建設」13人（9人増）
- ④「木造家屋建築工事」6人（2人減）
- ⑤「鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事」18人（3人減）

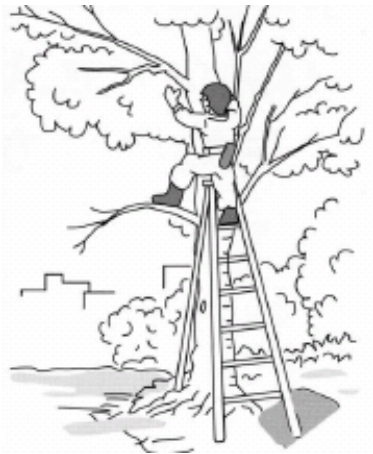
と多くの工事別で労働災害が増加しています。

工事別災害発生状況



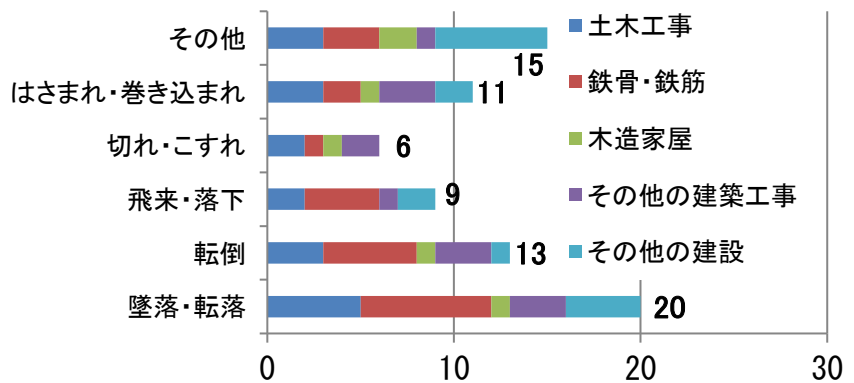
2 発生状況（事故の型別）

事故の型の発生状況では、①「墜落・転落」が最も多く、次いで②「転倒」、③「はさまれ・巻き込まれ」、④「飛来・落下」、⑤「切れ・こすれ」による労働災害が数多く発生しています。



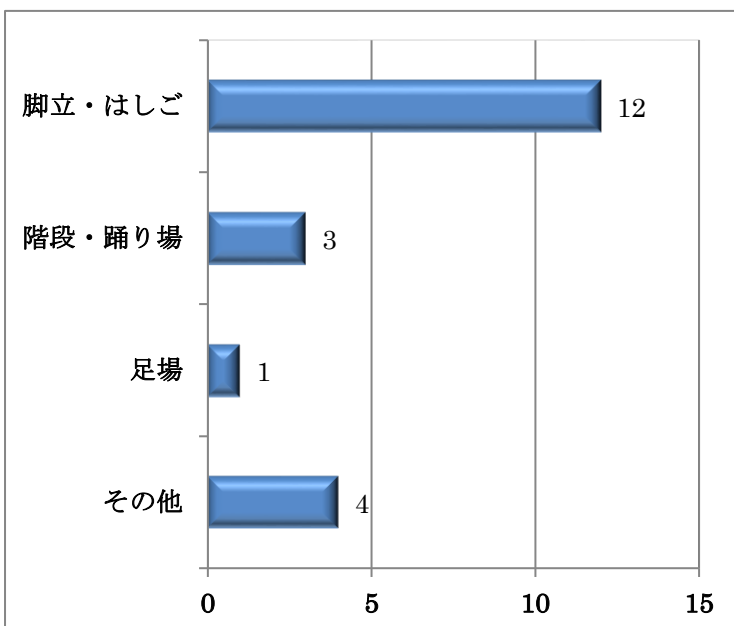
事故の型別労働災害発生状況

単位：人



3 墜落・転落災害の発生状況

単位：人



墜落・転落による労働災害は、建築工事を中心にもっとも多く発生しており、その起因物は、足場などの仮設物や建築物・構築物のほか、脚立・はしご、立木又は自動車の荷台など、あらゆる作業場所において発生しています。

また、墜落・転落による労働災害20人のうち、16人（80%）は、高さ2メートル未満の場所から墜落・転落したものです。

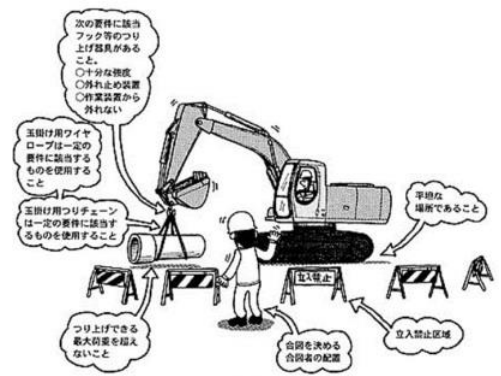
法令上の措置義務がなくとも、必要な対策を講じなければ災害を防ぐことはできません。

過去には、自動車からの荷役作業中、高さ70cm程度の荷台等からの転落により、死亡災害が発生した事例もあります。

4 重機災害の発生状況

土木工事の重機（車両系建設機械）を用いた作業で労働災害による死傷者数が４人であり、うち３人は重機の作業中に作業範囲内に立ち入ったため、重機と接触して負傷しています。

また、車両系建設機械による荷のつり上げや材料の運搬など「用途外使用」中に発生した災害もあります。



5 転倒災害の発生状況

作業場内や通路に置いてあった足場材、電動工具のケーブル、建築材料、保安材等に労働者がつまずいて転倒する災害が多く発生しています。このほか、荷物の運搬作業中、足元を十分に確認していなかったなど、転倒災害による死傷者数が13人でした。

これら転倒災害では、骨折などにより2か月以上の休業が見込まれる被災者が5人もいます。

6 はさまれ・巻き込まれ災害の発生状況

建築外構工事においてモルタルミキサーの羽に手指が挟まれ発生した災害など、挟まれ・巻き込まれ災害による死傷者数が9人でした。

7 熱中症の発生状況

令和元年、当署管内では熱中症による休業4日以上之死傷者数が3人で（うち建設業1人）、熱中症による労災保険の療養給付請求は32件ありました。

平成 26 年 7 月には、当署管内の家屋解体工事現場において、解体作業に従事していた作業員が、昼休み前に熱中症により亡くなるという災害が発生しています。（当日の気温 31.0℃）

8 被災労働者の年齢、経験年数、外国人被災労働者の状況

被災した労働者は、50歳代以上の年齢の高い者が45%を占めています。

経験年数は、3年以下の経験の浅い労働者が40%であり、正しい作業手順を理解させるため安全衛生教育を実施する必要性が認められます。経験20年以上のベテランの労働者も39%を占めており、再教育の実施や高齢労働者の身体特性に応じた対策を講じる必要があります。

被災した労働者のうち外国人労働者は 4 人で、いずれも技能実習生でした。また、これらの外国人被災労働者の被災状況はすべて骨折などにより休業 2 か月以上が見込まれる重篤な傷病となっています。

建設業災害ゼロを目指してお取り組みいただきたいこと

1 まず危険・有害な要因（リスク）を考える

建設工事現場では、施工方法や作業手順によって労働災害が発生するリスクが変化します。工事着手前の施工計画、作業工程の打ち合わせ、作業開始前のKYミーティングなどの機会に、あらかじめ、「墜落・転落」、「飛来・落下」、「はさまれ・巻き込まれ」、「切れ・こすれ」などの多発している労働災害の発生リスクの特定と見積もりを行い、法令で義務付けられている措置のほか、次の優先度に応じて、必要なリスク低減措置を講じる『リスクアセスメント』を実施してください。

- (1) 設計・計画段階の措置 (例) 本足場への変更、手すり先行工法や土止先行工法等の採用など
- (2) 工学的措置 (例) 囲い・手すり・覆い等の設置、木工機械の安全カバーの利用など
- (3) 管理的対策 (例) 脚立作業の原則禁止、作業手順の見直し、各作業間の調整など
- (4) 個人用保護具の使用 (例) 保護帽・安全靴・作業服の着用、安全帯や手工具等の使用など

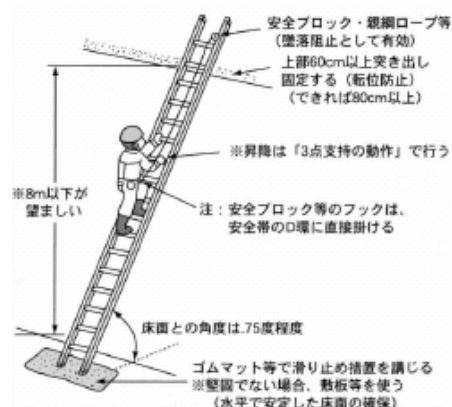
また、職場に潜む危険などは視覚的に捉えられないものが数多くあり、これらの可視化（見える化）を図ることにより、建設現場における「安全の見える化」を推進して安全確保に努めてください。

2 確実な墜落・転落災害防止対策を実施する

墜落・転落災害を防ぐため、高さ2メートル以上の個所には、足場を設置するなど安全な作業床を設けることに加え、墜落による危険のおそれがある個所には、囲い、手すり（中・下さんを含む）、覆い等を設置してください。また、脚立やはしごの安全な使用方法を守ってください。

手すり等が設けられない一側足場などには、移動中の墜落を防ぐため、親綱を設け、安全帯（ハーネス型を推奨）を使用してください。

また、大雨・台風・地震などの悪天候時や足場を変更した際は、元請においても足場の点検・補修を行ってください。



3 重機災害防止対策を講じる

車両系建設機械（重機）を用いた作業では、接触による労働災害が多発していることから、重機の作業半径内に作業員を立ち入らせないほか、誘導する作業員の立ち位置や重機の運行経路などを確認のうえ、車両系建設機械を誤った用途外使用（負荷させることができる最大の荷重：標準バケット容量×1.8トン以下）に用いないよう、あらかじめ車両系建設機械の作業計画の内容について十分な検討を行ってください。

4 挟まれ・巻き込まれ災害を防止する

機械設備等を用いた作業では、はさまれ・巻き込まれによる労働災害が発生しており、特に、点検時、清掃時、異常対応中等の非正常作業時や複数人作業時に発生していることから、非正常作業を行う場合の作業計画を作成し計画に従い作業を行うほか、関係請負人が行う各作業間の連絡調整を確実に実施してください。

5 熱中症予防対策に注意する

直射日光等により高温・多湿になる建設現場では、次の熱中症予防対策を実施してください。

熱中症を発症した際、呼びかけに対する返事がおかしいなど意識障害がある場合、自力で水分が摂取できない場合、症状が回復しない場合、その他必要と認める場合には、直ちに医療機関に搬送してください。

- (1) 作業環境管理（休憩場所の整備、飲料水などの備付け、暑さ指数（WBGT 値）の活用など）
- (2) 作業管理（作業時間短縮、熱への順化、水分・塩分の摂取、透湿性・通気性の良い服装、作業巡視）
- (3) 健康管理（健康診断結果に基づく対応、日常の健康管理、労働者の健康状態の確認など）

6 転倒防止対策を推進する

人間の運動能力は20～24歳を最高期とすると、55～59歳で「平衡機能」「薄明順応」「聴力」が半分以上に低下するといわれています。このため、「滑った、転んだ、つまずいた」を防ぐために、作業場内の整理整頓に努め、必要な照明を設置するなど、安全な作業床や通路の確保によって転倒防止対策を推進してください。また、『ころばNICE かながわ体操』により転倒しにくい体づくりに努めてください。

7 経験の浅い作業員・高齢者・外国人労働者対策を考える

経験の浅い作業員に対し、送出し時教育や新規入場時教育などの十分な安全衛生教育を行ってください。

危険な作業方法を行っているベテランの作業員に対し、必要に応じて、再度安全衛生教育を実施してください。外国人労働者に対し母国語による安全教育の実施、作業場内の標識や掲示等について母国語や図解等の方法を用いる等外国人労働者の安全衛生を確保するための措置を講じてください。

(2020.3)